

技術検討会議資料

「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」
改定に向けた中間とりまとめ他について

令和5年4月25日

デジタル庁 ID認証タスクフォース

審議内容

- 議題 1) 検討対象スコープの変更に従い、タスクフォースの名称を「ID認証TF」から「トラストTF」に変更する
- 議題 2) 本タスクフォースはR4年度、DS-500「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（以下「本人確認ガイドライン」という。）の改定に向けた検討を行い、中間とりまとめ資料を作成した。これを各省意見照会の上、公開する

議題 1) TFの名称変更について

TFのスコープ拡大に従い、名称を「ID認証TF」から「トラストTF」に変更する。

TFにおいて現在公開されているガイドライン

- DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン
- DS-531 処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方

令和5年度以降に検討を予定している事項・ガイドライン（名称は予定）

- 国家公務員の入庁時身元確認等に関するガイドライン
- 属性を主体とした個人及び法人を包含したID体系のガイドライン
- プライバシーガバナンスガイドライン(P)
- DIW（Digital Identity Wallet）ガイドライン(P)
- PKIガイドライン(P)

等

議題2) 本人確認ガイドライン改定に向けた中間とりまとめ

- ID認証TF立ち上げにあたり、3点を実施する予定と建付け
- その中で本人確認ガイドライン改定は中心的なもの
- 当時の予定ではベース文書となるNIST SP800-63-4 draftが2022年1月頃発行予定だった

概要	新規or既存のガイドライン等 (成果物の種類)	タイムスケジュール	スコープ		関係するTF
			システム	ユーザ	
属性を主体とした個人および法人を包括したID体系のガイドライン	新規(I)	2022年度以降	①システムのみ	一般国民	なし
各種行政手続をデジタル化する際に必要となる、オンラインによる本人確認の手法を示したガイドライン	行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン(N)	2022年度以降	①～③システム(以外も含む認識)	政府機関	セキュリティTF
政府機関における個人アイデンティティの検証(Personal Identity Verification)の手法に関するガイドライン	新規(N)	2022年度以降	①システムのみ	政府機関	セキュリティTF、ネットワーク基盤TF

本人確認ガイドライン策定の背景

・ガイドライン策定の経緯

- 行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントを実現するため、平成30年に「デジタル・ガバメント実行計画」が策定。
- 現行の本人確認ガイドラインは、同実行計画に基づき、行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法をまとめた文書として、平成31年に「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」として策定された。
- 現行ガイドラインは米国 NIST SP800-63-3 をベースとしており、オンライン手続に求められる「保証レベル」等を定義。
- また、具体手法例についてはマイナンバーカードの公的個人認証等、国内特有の手法例が盛り込まれている。

行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法 に関するガイドライン

2019年（平成31年）2月25日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

【標準ガイドライン群ID】

1004

【キーワード】

本人確認、身元確認、本人認証、非改ざん性の確保、事実否認の防止、行政手続におけるオンラインによる本人確認、電子署名、認証

【概要】

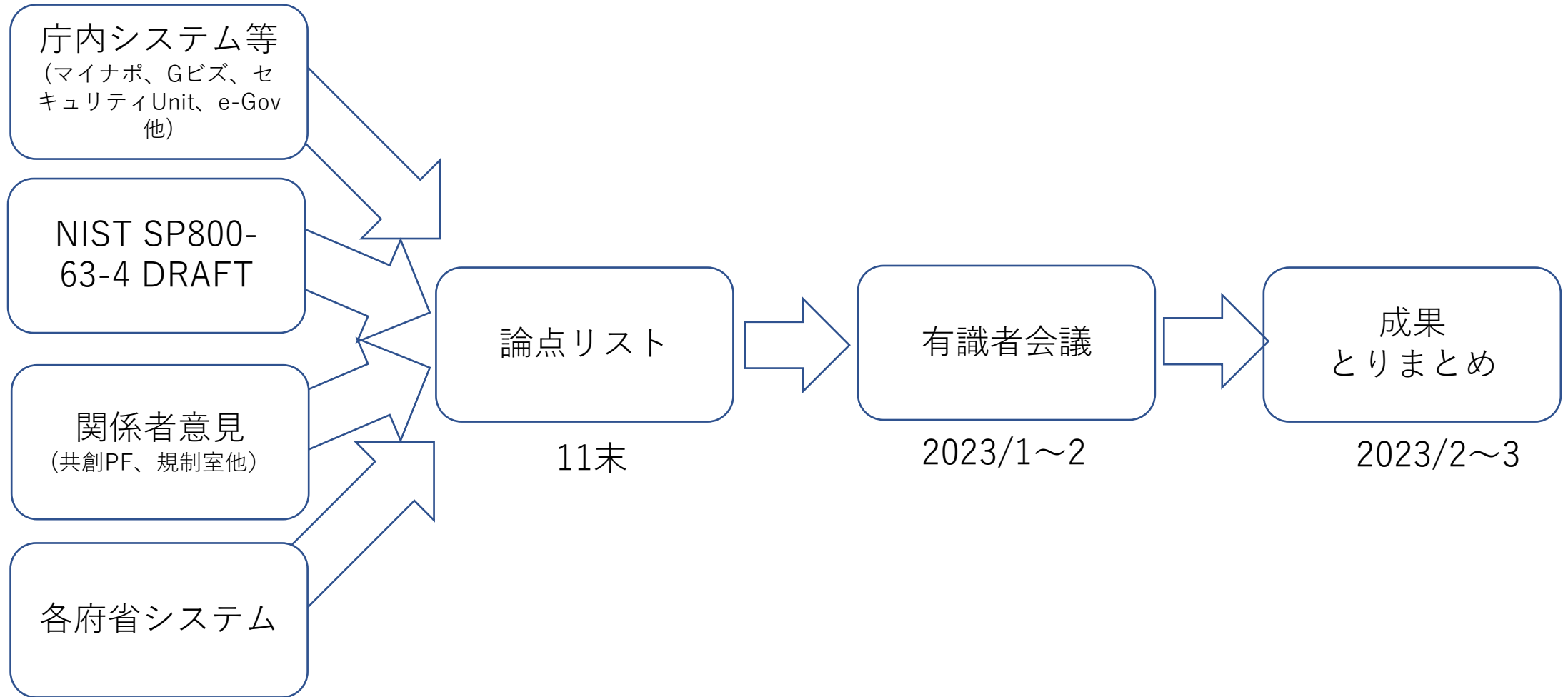
各種行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインによる本人確認の手法を示した標準ガイドライン附属文書。

本人確認ガイドラインを取り巻く状況

下記の通り、状況が大きく変わっていることからガイドラインの改定を計画

- **NIST SP 800-63の改定**
 - ベース文書であるSP 800-63がRevision 4へと改定される動き。
→ [令和4年12月16日にInitial Public Draftが公開](#)
- **国内の動向**
 - 民間事業者向け本人確認ガイドラインが制定（2023/3/20 OI DF-Jより公開）
- **マイナンバー関連の動向**
 - マイナンバーカードの普及と利活用の推進、スマホ搭載の開始（予定）
 - マイナンバー法の改正（予定）
- **GビズID関連の動向**
 - **GビズID**の普及と利活用の推進
- **現行ガイドラインの課題**
 - 現行ガイドラインに内在する既知の課題、利用者からの意見・改善要望等
- **その他の諸外国の動向**
 - eIDAS 2.0 / eID / Digital Identity Wallet
 - New Zealand Identification Management Standards
 - CISA Phishing-Resistant MFA ...

令和4年度活動内容



令和4年度 ヒアリング先（実施済）

- 庁内システム他
 - ・ セキュリティUnit
 - ・ GIMA
 - ・ e-Gov
 - ・ GビズID
 - ・ マイナポータル
- 各府省
 - ・ 経済産業省
 - ・ 警察庁
 - ・ 金融庁
 - ・ 厚労省
 - ・ 農林水産省
- そのほか
 - ・ 共創PF（自治体窓口業務改革チャンネル）

有識者会合の実施

- 開催完了

- 1回目：1/31 18:00-20:00
- 2回目：2/28 18:00-20:00

- 有識者（あいうえお順）

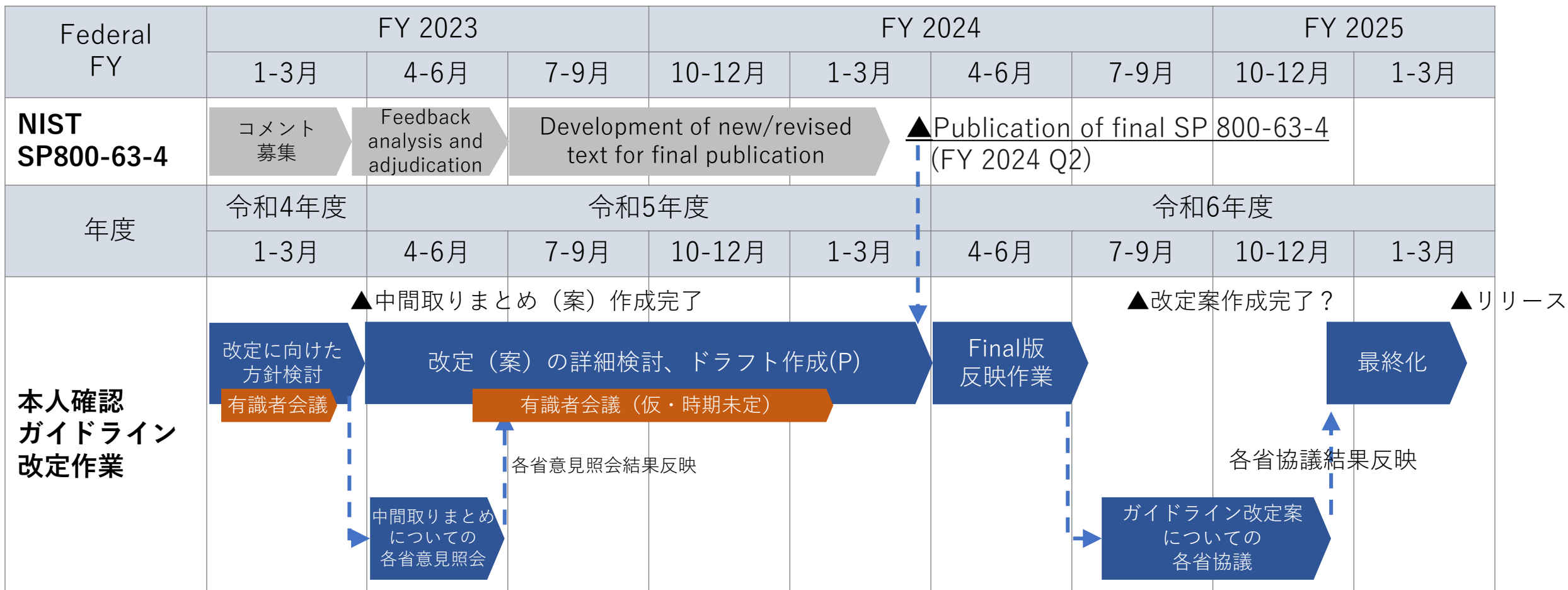
- **勝原 達也** アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社
Specialist Solutions Architect, Security
- **後藤 聡** TOPPANエッジ株式会社
事業推進統括本部 DXビジネス本部 RCS開発部 部長
- **崎村 夏彦** OpenID Foundation Chairman
- **佐藤 周行** 東京大学情報基盤センター准教授・国立情報学研究所学術認証連携委員会
次世代認証連携作業部会/トラスト作業部会 主査
- **肥後 彰秀** 株式会社TRUSTDOCK 取締役
- **富士榮 尚寛** OpenIDファウンデーションジャパン代表理事
- **南井 享** 株式会社ジェーシービー
イノベーション統括部 市場調査室 部長代理
- **森山 光一** 株式会社NTTドコモ チーフセキュリティアーキテクト
FIDOアライアンス執行評議会メンバー・ボードメンバー
・ FIDO Japan WG座長・W3C, Inc.取締役

主要な論点

分類	主要な論点	論点の概要
1. 保証レベルと対策基準	1-1. IALの見直し	① SP 800-63-4を素直に反映できるのか。 ② NZの例などを参考として、更なるIALの細分化を行うべきか。 ③ 民間向けの本人確認ガイドラインとの相互運用性をどう確保すべきか。
	1-2. IALの対策基準の見直し	① 昨今の技術動向等を踏まえ、IAL2に求める対策基準をどのように見直すべきか。 ② SP 800-63の要求事項を素直に列挙する形とすべきべきか。
	1-3. フェデレーションに関する内容の追加	① 次回改定時にフェデレーションの記載を追加すべきかどうか。 ② 具体的にどのようなフェデレーションのニーズを想定すべきか。
2. 本人確認の手法例	2-1. 「オンラインによる手法例」の見直し	① IALとAALをまとめることなく、独立して手法例を示すべきではないか。 ② IALとAALに差があるケースとして具体的にどのようなケースが想定できるか。
	2-2. 身元確認の手法例の見直し	① マイナンバーカードの活用を原則とすべきか、手法の一例に留めるべきか。 ② マイナンバーカードによる本人確認の保証レベルはどう位置づけられるべきか。 ③ 手法例として新たに追記すべき手法、解説や注意を掲載すべき手法はあるか。
	2-3. 本人認証の手法例の見直し	① マイナンバーカードの活用を原則とすべきか、手法の一例に留めるべきか。 ② 手法例として新たに追記すべき手法、解説や注意を掲載すべき手法はあるか。
3. ガイドラインの文書構成等	3-1. リスク評価における基準の明確化	① 行政手続の担当職員がリスクの影響度「高位」「中位」「低位」を明確に判断できるように、定義を明確化・具体化できないか。 ② 行政手続の担当職員が、必要な保証レベルを容易に判定可能とするための、より簡易的な保証レベルの判定方法は考えられないか。
	3-2. ガイドラインの位置づけ、文書構成等について	① ガイドラインを“Normative”と“Informative”の要素に分割して整備し、今後の改訂の柔軟性・俊敏性を確保すべきではないか。 ② GビズIDやマイナポータル等の共通認証基盤の活用を第一とし、それらでは要求を満たせない場合にのみ独自実装するような検討の流れとすべきではないか。
4. SP 800-63-4 Draftへの対応	4-1. 次回改定に盛り込むべきSP 800-63-4 Draftでの変更点	① NIST SP 800-63-4 Draftでの変更点のうち、本人確認ガイドラインの次回改定において盛り込むべきポイント、反映すべきポイントはどこか。 ② その中でも、単純な反映ではなく、我が国特有の事情を踏まえた反映が必要となるポイントとして、どのような点が想定されるか。

今後の改定スケジュール（想定）

- [NISTのRoadmap](#)によれば、final版の出版はFY 2024 Q2（1-3月）に予定。
- 本人確認ガイドラインは令和5年度に改定作業を進め、改定完了は令和6年度となる見通し。



デジタル庁